

鹿屋市介護保険住宅改修支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市介護保険住宅改修支援事業実施要綱（令和元年鹿屋市告示第80号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、請求内訳書及び作成した理由書の写し」を「及び請求内訳書」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。